

教第9号議案

神戸市立小学校，中学校及び義務教育学校の管理運営に関する規則等の一部を改正する規則について

神戸市立小学校，中学校及び義務教育学校の管理運営に関する規則等の一部を改正する規則を次のように制定する。

令和2年5月22日提出

神戸市教育委員会事務局

事務局長 長谷川 達也

神戸市立小学校，中学校及び義務教育学校の管理運営に関する規則等の一部を改正する規則

(市立小学校，中学校及び義務教育学校の管理運営に関する規則の一部改正)

第1条 神戸市立小学校，中学校及び義務教育学校の管理運営に関する規則（平成15年2月教育委員会規則第8号）の一部を次のように改正する。

附則を附則第1項とし，同項に見出しとして「(施行期日)」を付し，附則に次の1項を加える。

(令和2年度における休業日の特例措置)

2 令和2年度における第5条第1項第4号の休業日については，同号の規定にかかわらず，次のとおりとする。

(4) 夏季休業日

ア 小学校・義務教育学校前期課程 7月23日から8月17日まで

イ 中学校・義務教育学校後期課程 8月1日から8月17日まで

3 令和2年度における第5条第1項第5号の休業日については，同号中「12月26日から1月6日まで」とあるのは，「12月26日から1月5日まで」とする。

(市立高等学校学則の一部改正)

第2条 神戸市立高等学校学則（昭和43年3月教育委員会規則第14号）の一部を次のように改正する。

附則第1項に見出しとして「(施行期日)」を付し，附則第2項に見出しとして「(市立高等学校学則準則等の廃止)」を付し，附則に次の1項を加える。

(令和2年度における休業日の特例措置)

- 3 令和2年度における第5条第1項の休業日については、同項第4号中「7月21日から8月31日まで」とあるのは「8月1日から8月17日まで」と、同項第5号中「12月25日から1月7日まで」とあるのは「12月26日から1月5日まで」とする。

(市立幼稚園園則の一部改正)

第3条 神戸市立幼稚園園則(昭和23年12月教育委員会規則第9号)の一部を次のように改正する。

附則を附則第1項とし、同項に見出しとして「(施行期日)」を付し、附則に次の1項を加える。

(令和2年度における休業日の特例措置)

- 2 令和2年度における第8条第1項の休業日については、同項第4号中「7月21日から8月31日まで」とあるのは「7月22日から8月23日まで」と、同項第5号中「12月25日から1月8日まで」とあるのは「12月25日から1月7日まで」とする。

(市立特別支援学校学則の一部改正)

第4条 神戸市立特別支援学校学則(平成19年3月教育委員会規則第7号)の一部を次のように改正する。

附則に次の1項を加える。

(令和2年度における休業日の特例措置)

- 4 令和2年度における第5条第1項の休業日については、同項第4号中「7月22日から8月31日まで」とあるのは「7月23日から8月17日まで」と、同項第5号中「12月26日から1月6日まで」とあるのは「12月26日から1月5日まで」とする。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

理 由

休業日の変更に伴い、教育委員会規則を改正する必要があるため。

(参考)

① 神戸市立小学校、中学校及び義務教育学校の管理運営に関する規則（新旧対照表）

(は、改正部分を示す)

現 行	改 正 案
<p>この規則は、平成15年3月1日から施行する。ただし、第4条から第6条まで、第21条から第23条まで及び第26条の規定は同年4月1日から施行する。</p>	<p><u>(施行期日)</u></p> <p>1 この規則は、平成15年3月1日から施行する。ただし、第4条から第6条まで、第21条から第23条まで及び第26条の規定は同年4月1日から施行する。</p> <p><u>(令和2年度における休業日の特例措置)</u></p> <p>2 <u>令和2年度における第5条第1項第4号の休業日については、同号の規定にかかわらず、次のとおりとする。</u></p> <p><u>(4) 夏季休業日</u></p> <p><u>ア 小学校・義務教育学校前期課程</u> <u>7月23日から8月17日まで</u></p> <p><u>イ 中学校・義務教育学校後期課程</u> <u>8月1日から8月17日まで</u></p> <p>3 <u>令和2年度における第5条第1項第5号の休業日については、同号中「12月26日から1月6日まで」とあるのは、「12月26日から1月5日まで」とする。</u></p>

② 神戸市立高等学校学則（新旧対照表）

(は、改正部分を示す)

現 行	改 正 案
<p>1 この規則は、昭和43年4月1日から施行する。</p> <p>2 次の規則は廃止する。 (1)～(15) 略</p>	<p><u>(施行期日)</u></p> <p>1 この規則は、昭和43年4月1日から施行する。</p> <p><u>(市立高等学校学則準則等の廃止)</u></p> <p>2 次の規則は廃止する。 (1)～(15) 略</p> <p><u>(令和2年度における休業日の特例措置)</u></p> <p>3 <u>令和2年度における第5条第1項の休業日については、同項第4号中「7月21日から8月31日まで」とあるのは「8月1日から8月17日まで」と、同項第5号中「12月25日から1月7日まで」とあるのは「12月26日から1月5日まで」とする。</u></p>

③ 神戸市立幼稚園園則（新旧対照表）

（_____は、改正部分を示す）

現 行	改 正 案
<p>この園則は、昭和23年11月1日より之を適用する。</p>	<p><u>（施行期日）</u> <u>1 この園則は、昭和23年11月1日より之を適用する。</u> <u>（令和2年度における休業日の特例措置）</u> <u>2 令和2年度における第8条第1項の休業日については、同項第4号中「7月21日から8月31日まで」とあるのは「7月22日から8月23日まで」と、同項第5号中「12月25日から1月8日まで」とあるのは「12月25日から1月7日まで」とする。</u></p>

③ 神戸市立特別支援学校学則（新旧対照表）

（_____は、改正部分を示す）

現 行	改 正 案
<p><u>（施行期日）</u> 1 この規則は、平成19年4月1日から施行する。 （神戸市立養護学校学則等の廃止） 2 次の規則は、廃止する。 （1）神戸市立養護学校学則（昭和44年9月教委規則第12号） （2）神戸市立盲学校学則（昭和44年11月教委規則第16号） （経過措置） 3 この規則施行日以前に提出された神戸市立養護学校学則又は神戸市立盲学校学則による入学の願い出その他の申請等は、本規則により提出されたものとみなす。</p>	<p><u>（施行期日）</u> 1 この規則は、平成19年4月1日から施行する。 （神戸市立養護学校学則等の廃止） 2 次の規則は、廃止する。 （1）神戸市立養護学校学則（昭和44年9月教委規則第12号） （2）神戸市立盲学校学則（昭和44年11月教委規則第16号） （経過措置） 3 この規則施行日以前に提出された神戸市立養護学校学則又は神戸市立盲学校学則による入学の願い出その他の申請等は、本規則により提出されたものとみなす。 <u>（令和2年度における休業日の特例措置）</u> <u>4 令和2年度における第5条第1項の休業日については、同項第4号中「7月22日から8月31日まで」とあるのは「7月23日から8月17日まで」と、同項第5号中「12月26日から1月6日まで」とあるのは「12月26日から1月5日まで」とする。</u></p>